

特定非営利活動法人介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ
評価事業倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ（以下「介護・福祉ネットみやぎ」という。）の評価事業に関して、倫理ならびに情報の守秘について必要な事項を定めることにより、常に公正・中立な立場で評価事業を実施することを目的とする。

(使命及び責任)

第2条 介護・福祉ネットみやぎは、福祉サービス利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）に対しては、最適な福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）を選択できるようなサービス情報を提供し、また、事業所に対しては、質の高いサービスを提供することができるように、客観的な立場による評価事業を提供することにより、福祉サービス全体の質の向上を図ることを使命とする。

2 介護・福祉ネットみやぎは、前項の使命の達成にふさわしい評価機関と成るべく、常に必要な技術、知識の習得など日々研鑽するものとする。

(公正・中立)

第3条 介護・福祉ネットみやぎは、評価事業の実施にあたり、対象事業所または利用者等に対し、偏見に基づく一切の差別を行わず、常に公正・中立な態度をもって評価事業を実施し、その信頼を保持しようとするものとする。

(人権の尊重)

第4条 介護・福祉ネットみやぎは、評価事業を実施するにあたり、利用者等に調査協力を求めるときは、利用者等の意志に十分配慮し、人権を尊重する。

また、介護・福祉ネットみやぎが評価事業を実施するにあたり、補助者による支援を受ける場合には、当該補助者に対しても、利用者等に調査協力を強いることのないよう、利用者等の意志に十分配慮し、人権を尊重するように適切な指導を行う。

(守秘義務)

第5条 介護・福祉ネットみやぎが収集する情報は、評価の実施に必要な最小限の情報とし、評価以外の目的には決して使用しないものとする。

(情報等の漏洩禁止)

第6条 介護・福祉ネットみやぎは、評価を実施する上で知り得た福祉サービス事業所（以下「事業所」という。）及び対象事業所の利用者等に関する情報を、第三者に漏洩しない。この義務は契約終了後も同様とする。

第7条 介護・福祉ネットみやぎは、対象事業所の利用者等に関する情報が記載された書類については、事業所への訪問調査を行う際に現地で確認することとし、原則として事業所の外に持ち出さないこととする。

(事業所に関する情報等)

第8条 介護・福祉ネットみやぎは、事業所が業務上作成している内部資料等については、原則として事業所への訪問調査を行う際に現地で確認することとし、事業所の外に持ち出さないこととする。ただし、事業所の同意がある場合はこの限りでない。その場合、介護・福祉ネットみやぎは、事業所から提供された資料等を善良なる管理者の注意をもって保管し、かつ、この契約に係る評価以外の用途には使用しないものとする。

(窓口の設置)

第9条 介護・福祉ネットみやぎは、当該の評価事業に関する問い合わせや苦情に対応する窓口を設け、対象事業所、利用者等に周知する。

(評価契約の締結)

第10条 介護・福祉ネットみやぎは、介護・福祉ネットみやぎと対象事業所との間に、評価事業の公正・中立を害するような利害関係を生じ、評価事業の実施に支障を来す恐れがあるときは、対象事業所と評価契約を締結しない。

(評価事業所との関係)

第11条 介護・福祉ネットみやぎは、評価契約を締結している対象事業所との間において、評価の公正・中立を害するような一切の利害関係を生じないものとする。

(配慮義務)

第12条 介護・福祉ネットみやぎは、評価事業の実施にあたり第三者評価機関として認められる範囲を超えて、対象事業所に業務上の不必要な負担を掛けたり、不利益をもたらすようなことはしない。

(紛争の防止)

第13条 介護・福祉ネットみやぎは、対象事業所との信頼関係を保持し、紛争がないように努め、紛争が生じたときは、宮城県に速やかに報告するとともに、早期解決にあたるものとする。

(宮城県との関係)

第14条 介護・福祉ネットみやぎは、評価事業の実施にあたっては、評価の公正・中立を害しない限り、宮城県の指示を遵守するものとし、宮城県が評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は理事会が行なう。

附 則

この規程は、2013年(平成25年)7月26日から施行する。

この規程は、仙台市長の定款変更認証のあった日から施行する。

(2016年(平成28年)8月23日)